

東京都過疎地域持続的発展方針の概要

過疎法の経緯

- 昭和45年以来、**特別措置法として制定（全て議員立法として全会一致で成立）**
 - (1) S45～S54年度 過疎地域対策緊急措置法
 - (2) S55～H1年度 過疎地域振興特別措置法
 - (3) H2～H11年度 過疎地域活性化特別措置法
 - (4) H12～R2年度 過疎地域自立促進特別措置法
- 令和3年4月に「**過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法**」が施行（R3～R12）

過疎地域の指定要件

「人口要件」及び「財政力要件」により市町村単位で指定

過疎地域の指定数

旧過疎法（H29.4）

(指定数)	(全市町村数)	(指定割合)
817	1,718	47.6%

都内

檜原村、奥多摩町、大島町、
新島村、三宅村、青ヶ島村

新過疎法（R3.4）

(指定数)	(全市町村数)	(指定割合)
820	1,718	47.7%

都内

左記の6町村+八丈町

都内の過疎地域



法の規定

- 国は、過疎地域の持続的発展に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、**法律を制定する**（前文）
- 都道府県は、**過疎地域持続的発展方針及び計画を定めることができる**（第7条、9条）
- 市町村は、都道府県が定める方針に基づき**過疎地域持続的発展市町村計画を定めることができる**（第8条）

法に基づく主な支援措置

- 都が策定する方針に基づき、町村は過疎計画を策定することで、主に以下の支援措置が活用可能

<過疎対策事業債の発行>

- ハード事業・ソフト事業が対象
- 充当率100%・元利償還金の70%を交付税措置

<国庫補助率の嵩上げ>

- 公立保育所、統合に伴う小中学校の整備：1/2 ⇒ 5.5/10
- 消防施設の整備：1/3 ⇒ 5.5/10 等

令和3年度の予定

国 4月 新過疎法施行、関係省庁通知発出

都 5月 方針(素案)作成 > (パブリックコメント、国協議) > 9月 方針策定

9月 計画(素案)作成 > (パブリックコメント、国協議) > 12月 計画策定

町村 9月以降 計画 策定開始

都方針に記載する事項

- | | |
|------------------------|---------------------------|
| (1) 産業の振興 | (7) 地域文化の振興 |
| (2) 交通・通信体系の整備及び情報化の推進 | (8) 集落の整備 |
| (3) 生活環境の整備 | (9) <u>再生可能エネルギーの利用推進</u> |
| (4) 高齢者・児童等の福祉の向上及び増進 | (10) <u>移住・定住及び地域間交流</u> |
| (5) 保健・医療の確保 | <u>の促進並びに人材の確保・育成</u> |
| (6) 教育の振興 | |

※ 下線の事項は新たに追加、その他の事項は最新の内容に更新

(1) 産業の振興

- ・ 地域の特色を生かした農林水産業の振興
- ・ 豊かな観光資源を生かした情報発信・観光客誘致、島しょ地域の魅力再発見とブランド化
- ・ テレワーク・ワーケーションなど柔軟な働き方の実現

(2) 交通・通信体系の整備及び情報化の推進

- ・ 超高速ブロードバンドサービスによる通信環境確保
- ・ 災害時の円滑な対応に繋げるため無電柱化を推進
- ・ 島しょ地域への最新のデジタル技術の導入による住民サービスの向上

(3) 生活環境の整備

- ・ 簡易水道、下水道処理施設等の整備促進
- ・ 消防水利・消防車両の整備、消防団員の資質向上

(4) 高齢者・児童等の福祉の向上及び増進

- ・ 都の高齢者保健福祉計画、障害者・障害児施策推進計画、子供・子育て支援総合計画に基づく施策推進
- ・ 多様な保育サービス・子育て相談支援体制の整備

(5) 保健・医療の確保

- ・ 保健サービスの確保のための人的・財政的支援
- ・ 医師の派遣、島しょ救急搬送体制の整備

(6) 教育の振興

- ・ 地域・社会の教育資源を活用し子供を支え伸ばす

(7) 地域文化の振興

- ・ 文化財保存・活用への補助、芸術文化イベント開催

(8) 集落の整備

- ・ 集落機能の集積及びコミュニティスペースの創出

(9) 再生可能エネルギーの利用推進

- ・ 内燃力発電に過度に依存しない供給体制の構築
- ・ 山間・離島の特性を生かした自立・分散型システムの導入等による環境負荷の低減、災害時の電力確保

(10) 移住・定住及び地域間交流の促進並びに人材の確保・育成

- ・ 就業等を目的とした移住・定住促進に取り組む町村を支援
- ・ 就業の機会を創出し、島外から人材を確保し育成